

鏡石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

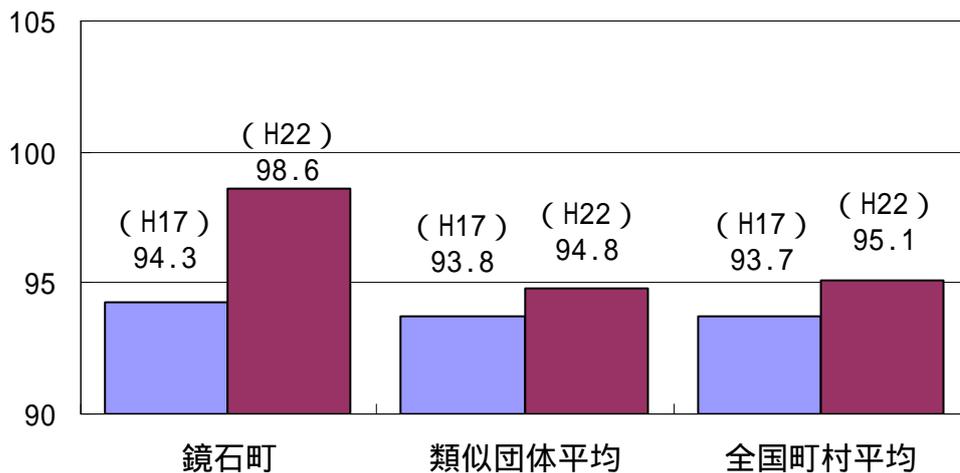
区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	13,031	4,418,923	112,132	795,943	18.0	19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	91	352,582	47,797	128,101	5,843	5,807	5,618

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。(教育長含む。)

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鏡石町	41.3歳	323,657円	363,349円	352,160円
福島県	43.8歳	344,900円	417,201円	376,207円
国	41.9歳	325,579円	-	395,666円
類似団体	43.1歳	319,960円	361,213円	344,564円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鏡石町	51.0歳	6人	306,656円	311,256円	311,256円	-	-	-	-
うち給食調理員	51.4歳	2人	318,650円	321,350円	321,350円	調理士	46.6歳	229,000円	1.40
うち用務員	54.7歳	1人	308,000円	310,700円	310,700円	用務員	53.8歳	213,600円	1.45
福島県	51.5歳	361人	364,400円	407,294円	387,032円	-	-	-	-
国	49.3歳	3,955人	284,514円	-	322,291円	-	-	-	-
類似団体	49.9歳	10人	272,138円	286,971円	280,757円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鏡石町	-	-	-
うち給食調理員	5,114,333円	3,084,100円	1.66
うち用務員	4,943,400円	3,008,200円	1.64

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年～21年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職（小・中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鏡石町	38.7歳	294,303円	309,019円
福島県	45.1歳	391,700円	434,838円
類似団体	41.7歳	304,582円	322,145円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		鏡石町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	172,200円
	高校卒	142,500円	146,900円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	155,250円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	293,600 円	323,100 円	372,900 円
	高校卒	252,300 円	298,000 円	334,800 円
技能労務職	高校卒	-	271,000 円	-

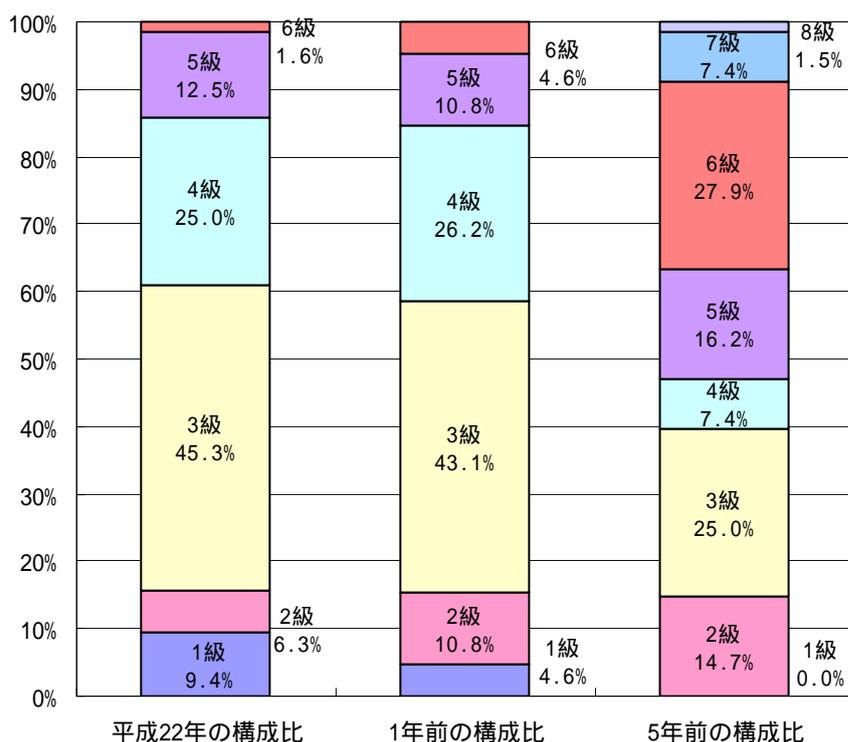
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	6 人	9.4%
2 級	副主査	4 人	6.3%
3 級	主査	29 人	45.3%
4 級	副課長	16 人	25.0%
5 級	課長	8 人	12.5%
6 級	参事	1 人	1.6%

(注) 1 鏡石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施している。</p> <p>なお、平成18年10月から管理職を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>管理職については、能力と業績の両要素を総合的に5段階(A~E)の絶対評価を実施した。</p> <p>なお、管理職以外の職員75名については、人事評価が未実施である。</p>
--

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鏡石町	福島県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,387千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,714千円	-
(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 勤勉手当 1.40月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 勤勉手当 1.40月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.40)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

鏡石町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	22,982千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		-	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		-	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	-	-	-

(4) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)		-	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		-	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度)		-	
手当の種類 (手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	15,110 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	201 千円
支給実績 (20年度決算)	12,539 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	167 千円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人 (配偶者なし) 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	-	13,073 千円	251,404 円
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500円以下 ・月額 - 9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ・月額 - 20,500円 ÷ 2 + 11,000円を支給 (上限額 27,000円)	一部異なる	(借家等職員) 家賃月額が23,000円以下 ・月額 - 12,000円 家賃月額が23,001円以上 ・月額 - 23,000円 ÷ 2 + 11,000円 (上限額 27,000円)	5,237 千円	100,704 円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が58,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が58,001円以上 ・相当額 - 58,000円 ÷ 2 + 58,000円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2km ~ 80km 2,700円 ~ 53,500円 (上限額 53,500円)	一部異なる	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001円以上 ・一律 55,000円支給 (自動車等利用者) 2km ~ 60km 2,000円 ~ 24,500円 (上限額 24,500円)	4,231 千円	82,959 円
管理職手当	支給額 ・課長 × 7% ・主幹 × 6%		国：俸給の特別調整額として支給	7,861 千円	314,445 円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	738,900 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額	
	副町長	591,300 円	871,000 円 / 518,000 円 676,000 円 / 429,800 円	
報 酬	議 長	296,100 円	380,000 円 / 243,000 円	
	副議長	243,900 円	285,000 円 / 192,000 円	
	議 員	225,900 円	261,000 円 / 175,000 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(2 1 年 度 支 給 割 合) 3.05 月 分		
	議 長 副議長 議 員	(2 1 年 度 支 給 割 合) 3.05 月 分		
退 職 手 当		(算 定 方 式)	(1 期 の 手 当 額)	(支 給 時 期)
	町 長	$738,900 \times \text{在職月数} \times 0.48$	1,702 万円	任期毎
	副町長	$591,300 \times \text{在職月数} \times 0.29$	823 万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

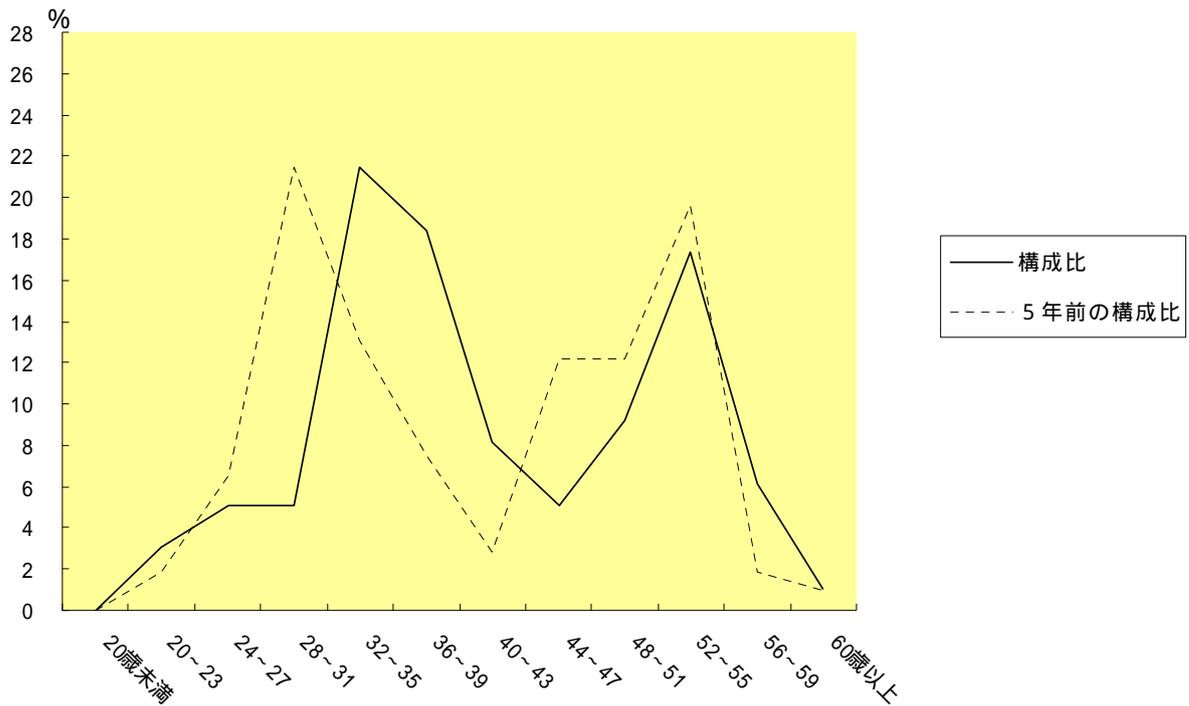
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 22 年	平成 21 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	18	17	1	福島県実務研修生派遣による増
		税 務	6	7	1	退職者不補充による減
		農 水	7	7		
		商 工	1	1		
		土 木	9	9		
		民 生	16	17	1	退職者不補充による減
		衛 生	8	9	1	配置換えによる減
	計	67	69	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.1人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.4人)	
	教 育 部 門	18	19	1	配置換えによる減	
小 計	85	88	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.5人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.6人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 部 門	4	4			
	下 水 道 部 門	4	4			
	そ の 他 部 門	5	5			
	小 計	13	13			
合 計		98 [123]	101 [123]	3 [-]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.5人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	3人	5人	5人	21人	18人	8人	5人	9人	17人	6人	1人	98人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む。)

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	68	70	69	65	69	67	1 (1.5%)
教育	25	24	24	22	19	18	7 (28.0%)
普通会計計	93	94	93	87	88	85	8 (8.6%)
公営企業等会計計	14	15	14	15	13	13	1 (7.1%)
総合計	107	109	107	102	101	98	9 (8.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む。)

2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数